



福岡医発第2603号（地）
平成21年3月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

健康保険高齢受給者証の更新について

健康保険高齢受給者証（70～75歳未満）は本年3月末日をもって有効期限が満了します。全国健康保険協会（旧政管健保）では、発行されている全ての被保険者及び被扶養者の「健康保険高齢受給者証」の更新を3月16日～17日に被保険者等が所属する事業主を通じて実施された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、任意継続被保険者及びその扶養者につきましては、全国健康保険協会より3月24日までに案内が直接対象者宛送付されます。

高齢受給者証の記号・番号は新しくなり全て数字であります。被保険者証の更新（政管健保⇒協会けんぽ）が遅れているため、更新前の被保険者証（厚生労働大臣が定める日までは有効）は政管健保の旧記号・番号となっております。そのため、更新されるまでの間は高齢受給者証と被保険者証の記号・番号が異なりますが、被保険者証等が更新されますと高齢受給者証と被保険者証の記号・番号は全て数字の同一番号となります。

なお、診療報酬の請求につきましては旧記号・番号でも、新記号・番号どちらを使用しても対応できる体制を社会保険診療報酬支払基金はとっておりますが、被保険者証の記号・番号に統一して請求するようお願い申し上げます。

また、高齢受給者証の一部負担金の割合欄が、「2割」に該当する者は「平成22年3月31日までは1割」に特例措置が延長されましたので、「2割（平成22年3月31日まで1割）」と記載されております。

つきましては、貴会会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

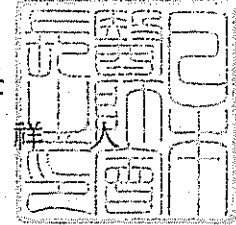
後期高齢者医療担当理事 毛利康茂
後期高齢者医療副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

日医発第1162号(保254)

平成21年3月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人



健康保険高齢受給者証の更新について

健康保険高齢受給者証(70～75歳未満)は本年3月末日をもって有効期限が満了します。全国健康保険協会(旧政管健保)では、発行されている全ての被保険者及び被扶養者の「健康保険高齢受給者証」の更新を3月16日～17日に被保険者等が所属する事業主を通じて実施します。

なお、任意継続被保険者及びその扶養者につきましては、3月24日までに直接対象者宛送付されます。

高齢受給者証の記号・番号は新しくなり全て数字であります。被保険者証の更新(政管健保⇒協会けんぽ)が遅れているため、更新前の被保険者証(厚生労働大臣が定める日までは有効)は政管健保の旧記号・番号です。そのため、更新されるまでの間は高齢受給者証と被保険者証の記号・番号が異なります。被保険者証等が更新されますと高齢受給者証と被保険者証の記号・番号は全て数字の同一番号となります。

高齢受給者証の一部負担金の割合欄が、「2割」に該当する者は平成22年3月31日までは1割に特例措置が延長されましたので、「2割(平成22年3月31日まで1割)」と記載されております。

なお、任意継続被保険者及びその扶養者につきましては、3月24日までに直接対象者に送付されます。

また、診療報酬の請求につきましては旧記号・番号でも、新記号・番号どちらを使用しても対応できる体制を社会保険診療報酬支払基金はとっておりますが、被保険者証の記号・番号に統一して請求するようお願い申し上げます。



(添付資料)

1. 健康保険高齢受給者証の更新について

[平21.3.6協健発第0306001号全国健康保険協会理事長(日本医師会長宛)]

(参考資料)

1. 健康保険高齢受給者証の更新について

[平21.3.6協健発第0306001号全国健康保険協会理事長(協会支部長宛)]

注) 「記1更新対象者」の「ただし書」は支部のシステム上に不備があり
支部宛の内容のためのもので、一般には関係ありません。

2. 全国健康保険協会の被保険者証の切替時期変更について

[平21.1.15 事務連絡(保214)日本医師会常任理事藤原淳(保険担当)

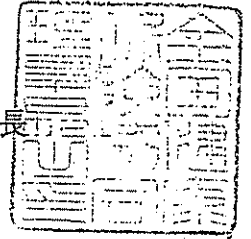
(都道府県医師会社会保険担当理事宛)]

協健発第 0306001 号

平成 21 年 3 月 6 日

社団法人 日本医師会長 殿

全国健康保険協会理事長



健康保険高齢受給者証の更新について

標記につきましては、本年 3 月末までに、健康保険高齢受給者証（以下「高齢受給者証」という。）が発行されている全ての被保険者および被扶養者の方々を対象に更新を行うこととしております。

なお、更新後の高齢受給者証に記載される被保険者証の記号番号は、全国健康保険協会が新たに発行する記号番号となりますが、社会保険庁（社会保険事務局）が発行した被保険者証をお持ちの被保険者および被扶養者の方々につきましては、新しい被保険者証に更新されるまでの間、高齢受給者証と被保険者証の記号番号が異なることとなりますので、関係者に対する周知方特段のご配慮をお願いいたします。

また、高齢受給者証と被保険者証の記号番号が異なっている場合における診療報酬請求の取扱いにつきましては、これまでと同様に被保険者証に記載されている記号番号でご請求いただきますよう、ご協力方よろしくをお願いいたします。



協健発第 0306001 号

平成 21 年 3 月 6 日

全国健康保険協会支部長 殿

全国健康保険協会理事長

(公印省略)

健康保険高齢受給者証の更新について

標記につきまして、下記のとおり実施することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会、(社)日本薬剤師会、および社会保険診療報酬支払基金に対し、別添のとおり連絡しておりますので、各都道府県医師会、歯科医師会、薬剤師会および社会保険診療報酬支払基金支部等への周知方特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 更新対象者

2 月 13 日現在、健康保険法（以下「法」という。）第 74 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の適用を受けている被保険者（任意継続被保険者を含む。）及び法第 110 条第 2 項第 1 号ハ又はニの適用を受けている被扶養者で、平成 21 年 3 月 31 日までに 75 歳に到達する者を除いたすべての被保険者および被扶養者。

ただし、平成 21 年 3 月 2 日付事務連絡「高齢受給者証の更新対象外となった者における高齢受給者証の発行について」で連絡済みの更新対象外となった者は除く。

2 更新スケジュール等

(1) 任意継続被保険者以外の被保険者およびその被扶養者

任意継続被保険者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）およびその被扶養者の健康保険高齢受給者証（以下「高齢受給者証」という。）については、2 月 14 日（土）に抽出したデータを基に証を作成し、3 月 16 日（月）および 3 月 17 日（火）に、①高齢受給者証の更新についてのお願い、②高齢受給者証送付者一覧表、③高齢受給者証の 3 点を封入して委託業者より事業主あてに送付する。

なお、「高齢受給者証の更新についてのお願い」の内容は別添 1 を、「高齢受給者証送付者一覧表」の内容は別添 2 を予定している。

(2) 任意継続被保険者およびその被扶養者

任意継続被保険者およびその被扶養者の高齢受給者証については2月14日(土)に抽出したデータを基に証を作成し、3月16日(月)および3月17日(火)に、①高齢受給者証の更新についてのお願い、②高齢受給者証、③返却用封筒(切手要)の3点を個人ごと(被保険者と被扶養者があれば別々に)に封入し、封緘した状態で、委託業者より支部あてに送付する。

支部到着後、資格喪失者等の引き抜きを行い、3月24日までに被保険者の手元に届くよう発送する。

なお、「高齢受給者証の更新についてのお願い」の内容は別添3を予定している。

(3) 回収事務

一般被保険者およびその被扶養者の高齢受給者証については、別添1により事業主から支部あてに返却をお願いする。

任意継続被保険者およびその被扶養者の高齢受給者証については返信用封筒(切手要)を添付し、別添3により支部あての返却をお願いする。

なお、返却された高齢受給者証の確認や、事業主からの照会への対応用に3月初旬に更新対象者データを支部あてに送付する。(対象者データの詳細については、別途連絡する。)

回収した高齢受給者証については支部で廃棄する。(廃棄処理の詳細については別途連絡する。)

3 更新事務にかかる留意事項

(1) 高齢受給者証の記載内容に変更のない被保険者および被扶養者

平成20年10月1日以降に新たに高齢受給者証を発行されており、かつ、一部負担金の割合が3割の被保険者および被扶養者についても更新の対象となること。

(2) 高齢受給者証の記号番号

高齢受給者証は、全国健康保険協会における新しい記号番号が記載された高齢受給者証に更新されるため、社会保険庁(社会保険事務局)が発行した被保険者証を所持している被保険者および被扶養者は、被保険者証の更新までの間、高齢受給者証と被保険者証の記号番号が異なること。

事業主様

高齢受給者証の更新についてのお願い

事業主の皆様には、平素より健康保険事業の運営につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現役並み所得者を除く70歳から74歳までの加入者の方の一部負担金につきましては、平成20年度に引き続き平成21年度も一部負担金の引上げが凍結され、平成22年3月31日まで1割負担となります。

また、昨年10月に政府管掌健康保険の事業は全国健康保険協会（協会けんぽ）に引き継がれました。

これらにより、現在お持ちの高齢受給者証の一部負担金の割合、記号、番号、保険者の欄の記載内容を変更する必要がありますので、高齢受給者証を更新いたします。

つきましては、新しい高齢受給者証をお送りいたしますので、対象者の方にこれをお渡しいただくとともに、おそれいりますが、3月中に現在お持ちの高齢受給者証を回収していただきますようお願いいたします。

回収していただいた高齢受給者証につきましては、全国健康保険協会都道府県支部にご返送いただくか、同支部の窓口へ直接お持ちいただきますようお願いいたします。

お送りいたしました高齢受給者証の記号番号は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者証の記号番号となります。

政府管掌健康保険において発行しました被保険者証（カード）をお持ちの方につきましては高齢受給者証の記号番号と異なりますが、引き続き高齢受給者証とあわせてご利用いただけます。

お送りいたしました高齢受給者証は、平成21年2月16日現在の情報に基づき作成しています。この為、同日以降に資格を喪失された方（3月中に資格を喪失される予定の方を含む）の高齢受給者証につきましては、お手数をおかけしますが、全国健康保険協会都道府県支部あてご返却いただきますようお願いいたします。

また、平成21年3月31日までに75歳に到達される方については、高齢受給者証をお送りしていませんので、よろしくお願いします。

平成21年3月

全国健康保険協会

写

三つ折りで、窓あき封筒の窓に収まる位置

〒000-0000

××市××町

1-1

□□ビル1階

△△株式会社

事業主様

高齢受給者証送付者一覧表

番号	被保険者氏名	対象者氏名
1	健保 太郎	本人
7	協会 次郎	協会 花子

A4
サイズ

事業所合計 (被保険者) 1名 (被扶養者) 1名 (合計) 2名
上記のとおり、高齢受給者証をお送りしますので、ご確認ください。

全国健康保険協会

任意継続被保険者の皆様

高齢受給者証の更新についてのお願い

現役並み所得者を除く70歳から74歳までの加入者の方の一部負担金については、平成20年度に引き続き平成21年度も一部負担金の引上げが凍結され、平成22年3月31日まで1割負担となります。

また、昨年10月に政府管掌健康保険の事業は全国健康保険協会（協会けんぽ）に引き継がれました。

これらにより、現在お持ちの高齢受給者証の一部負担金の割合、記号、番号、保険者の欄の記載内容を変更する必要がありますので、高齢受給者証を更新いたします。

つきましては、新しい高齢受給者証をお送りいたしますので、おそれいりますが、現在お持ちの高齢受給者証は、同封の返信用封筒に切手をはっていただいたうえで、ご返送いただきますようお願いいたします。

お送りいたしました高齢受給者証の記号番号は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者証の記号番号となります。

政府管掌健康保険において発行しました被保険者証（カード）をお持ちの方につきましては高齢受給者証の記号番号と異なりますが、引き続き高齢受給者証とあわせてご利用いただけます。

平成21年3月

全国健康保険協会

健康保険高齡受給者証のサンプル

健康保険高齡受給者証			
平成 21年()月()日交付			
記号	()		番号
被保険者	氏名	()	男
	生年月日	昭和()年()月()日	
対象者	氏名	()	女
	生年月日	昭和()年()月()日	
	住所	()	
発効年月日		平成 21年 2月 1日	
有効期限		平成 24年 1月 4日	
一部負担金の割合		2割(ただし、平成22年 3月31日まで1割)	
保険者	所在地	奈良市大宮町7-1-33	
	保険者番号	01290014	
	名称及び印	全国健康保険協会 奈良支店	

注意事項

1. 事業主からこの証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格が無くなったとき、被扶養者でなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を事業主に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
5. この証の記載事項に変更があった場合には、被保険者証にこの証を添えて、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。



事務連絡(保214)

平成21年1月15日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事（保険担当）

藤 原 淳

全国健康保険協会の被保険者証の切替時期変更について

平成20年10月1日から政府管掌健康保険の運営は全国健康保険協会へ移管され、それに伴い保険者番号及び被保険者証が変更されることは、平成20年9月24日付事務連絡(保141)にてご連絡申し上げたところであります。

全国健康保険協会では、既加入者の新被保険者証(水色)への一斉切替を、当初、平成21年1月から3月末までに実施する予定としておりました。しかしながら、印字の不鮮明や欠落等、印刷カードの不具合により切替作業が大幅に遅れ、切替期間が平成21年6月頃から開始し、9～10月頃までに完了する予定に延期されました。その間、新旧の被保険者証が厚生労働大臣が切替を完了した旨告示(完了する日)するまで混在しますので、会員医療機関等に周知していただくようお願い申し上げます。

これに伴い、平成20年9月24日事務連絡(保141)の〔全国健康保険協会の保険者番号等の設定及び被保険者資格証明書の取扱いについて〕の「記Ⅰ・3. 経過的な取扱い」のうち、「切替時期は平成21年1月1日から平成21年3月末までの間を予定している。」は「切替時期は平成21年6月頃から平成21年9～10月頃までの間を予定している。」に変更されます。

〔参考〕

平成20年9月24日事務連絡(保141)の「3. 経過的な取扱い」

平成20年10月以降、協会の各支部から交付される被保険者証(水色)から適用する。

既に政府管掌健康保険に加入している者については、順次被保険者証の切替を行っていく。(切替を行った月の請求は新証の番号でも旧証の番号でもどちらでもよいが、レセプトは1枚に統一する。)

切替時期は平成21年1月1日から平成21年3月末までの間を予定している。

この切替期間中は新証と旧証が混在する。

厚生労働大臣が定める日(切替が完了した時点)までは旧証は有効である。

なお、この内容につきましては、全国健康保険協会（協会けんぽ）ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

また、全国健康保険協会では平成21年3月に医療費通知を予定しておりますが、通知内容は従前どおり政管健保のときと同じ内容であります。コンピュータシステム上、記号・番号は新たな番号(切替後の番号)で印字されます。

(添付文書)

1. 健康保険被保険者証の一括更新の時期について

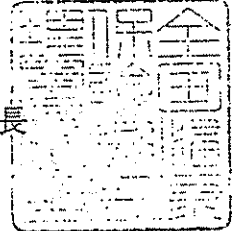
[平20.12.26 協発第1226001号 全国健康保険協会理事長]

協 発 第 1226001 号

平成 20 年 12 月 26 日

社団法人 日本医師会長 殿

全国健康保険協会理事長



健康保険被保険者証の一括更新の時期について

標記につきましては、当初、平成 20 年度末までに完了の予定としていましたが、別添のとおり平成 21 年 6 月頃から開始し、9～10 月頃までに完了させることとしましたので、ご理解、ご協力方何卒よろしくお願いいたします。

なお、スケジュール等詳細につきましては別途お知らせいたします。

(別添)

健康保険被保険者証の切替時期の変更について

平成 20 年 12 月
全国健康保険協会

被保険者証については、本年 10 月以降も従来の政府管掌健康保険の被保険者証を引き続き使用できるようにした上で、新たな被保険者証への切替えは平成 21 年 3 月末までに行うことを予定していましたが、以下の理由により、やむを得ず切替時期の延期を行うことといたしますので、加入者、事業主、医療機関をはじめ関係者の皆様には、ご理解を賜りたくお願い申し上げますとともに、当初の計画を変更することを深くお詫び申し上げます。

- (1) 協会設立直後の 10 月初旬に 6 支部で作成した被保険者証の印字の一部に不鮮明や欠落等の不具合が発生しました。不具合の原因はカード自体にあると考え、その原因の究明や解消のために、必要な調査を行い、所要の仕様の見直しもを行い、ようやく印字の鮮明なカードが確実に作成できる目途が立ったところです。
 - (2) このため、カードを一斉に切替えるために必要な調達手続きが大幅に遅れ、平成 21 年 3 月末までに切替を完了することは困難となりました。
- 他方、年度末及び年度当初の時期は、退職や就職に伴う資格喪失届や資格取得届等の手続きが極めて多く、また、カード製造業者の学生証や社員証等の作成のピークとも重なることから、この時期を避けて調達を進めることが適切と考えられます。
- (3) このため、カード作成等の調達時期をずらし、被保険者証の一斉切替は 6 月頃から開始し、9～10 月頃までに完了させたいと考えています。
 - (4) なお、新たに協会けんぽに加入された方には、新たな被保険者証を発行するとともに、従来からお持ちの政府管掌健康保険の被保険者証については、平成 21 年 3 月以降も切替が完了するまで、引き続き有効です。
 - (5) また、平成 21 年 3 月に医療費通知を予定していますが、この通知に記載される被保険者証の番号は、システム上、新たな番号が印字されることから、従来の被保険者証をお持ちの方は被保険者証の番号と異なることとなりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。